

# セーフティネット保証5号の保証割合の引下げ

- セーフティネット保証5号(以下、SN5号)は、不況業種に該当する中小企業が、経営改善や事業転換等に取り組む際に必要となる資金繰りを支援する制度。四半期毎に経済産業大臣が業種を指定。(現在161業種)
- 他方で、100%保証を継続することになると、信用保証への過度な依存が進むことにより、かえって中小企業の経営改善や事業転換等が進まないようなケースも生じうる。
- こうした問題意識の下、今般、金融機関がより前面に立って経営改善や事業転換等が促されるよう、SN5号の保証割合を80%に変更する(平成30年4月1日以降に保証申込の受付がされた融資に対して適用。同年3月31日以前に保証申込の受付がされた融資の保証割合は、引き続き100%)。
- なお、不況業種に該当する中小企業の多くは、既に運転資金確保のため相当程度の債務を有しているため、一般的には経営改善等のための資金を調達することが困難であることから、SN5号における「別枠」は維持する。

## (1) SN5号の概要

対象者	一定程度の売上高等の減少により経営に支障が生じているとして市区町村長から認定を受けた中小企業者
保証限度額	通常の保証枠と別枠で最大2.8億円 (普通2億、無担保0.8億、特別小口0.2億)
保証割合	<p>現状 <b>100%保証</b> → 平成30年4月1日(※)より <b>80%保証</b></p> <p>※平成30年3月31日以前に保証申込みの受付がされた融資については、4月1日以降も100%</p>
保証料率(保険料率)	各協会所定の料率(0.41%)
てん補率	80%
保証人	原則、第三者保証人は非徴求
その他	取扱金融機関は当該保証付き貸付が完済するまでモニタリングを行い、信用保証協会に対してその内容を報告する必要がある(平成30年4月1日以降の保証申込受付分は除く)。

## (2) 保証承諾額(フロー)に占めるSN5号の割合

